

諸外国における環境税の概要

国名	税目	対象	課税段階	課税標準	税収使途	減免措置等	ガソリンの課税額 /リットル	備考
フィンランド (国税)	炭素税 (1990)	交通用 (ガソリン、軽油、LPG、天然ガス、ケロシン) 熱利用 (軽油、重油、LPG、天然ガス、電力消費)	製造・ 輸入段階	炭素含有量 に依存	一般財源	鉱業、製造業、温室園芸業に50%の軽減措置	4.3円	発電用燃料は対象外
スウェーデン (国税)	炭素税 (1991)	交通用 (ガソリン、軽油、灯油、重油、天然ガス) 熱利用 (軽油、灯油、重油、LPG、メタンガス、石炭、天然ガス、電力消費)	製造・ 輸入段階	炭素含有量 に依存	一般財源	製造業については、軽減税率を適用。エネルギー多消費産業に対する還付措置もあり。政府との自主協定の締結を通じた還付措置あり。	14.8円	
ノルウェー (国税)	炭素税 (1991)	交通用 (ガソリン、軽油) 熱利用 (軽油、重油、石炭、天然ガス)	製造・ 輸入段階	必ずしも炭素含有量には対応しない	一般財源	産業部門に対する様々な免除・軽減措置が導入されており、国内排出量の40%は課税対象から外されている	12.7円	
デンマーク (国税)	炭素税 (1992)	交通用 (軽油、LPG、ケロシン) 熱利用 (軽油、重油、LPG、灯油、電力消費、天然ガス、石炭、石油コークス)	製造・ 輸入段階 (電気は供給段階)	炭素含有量 に依存	一般財源 (産業部門からの税収は産業部門に還元)	政府との自主協定の有無、エネルギーの利用過程(重工業、軽工業、室内暖房、非産業用)により税率を差別化。一定の企業に対する税負担額の還付措置あり。	-	
オランダ (国税)	一般燃料税 (1990)	交通用 (ガソリン、軽油、灯油、LPG、ケロシン、重油) 熱利用 (軽油、天然ガス、LPG、灯油、石炭、重油、電力消費)	製造・ 輸入段階	炭素含有量 +エネルギー要素	一般財源	大量の天然ガス使用には軽減措置あり。	1.3円	電気は課税対象ではないが、発電用のエネルギー使用は課税。
	燃料規制税 (1996)	軽油、灯油、LPG、天然ガス、電力消費	エネルギー供給、製造、卸売段階		課税対象部門に還元	一定の免税点(非課税枠)と課税上限あり	-	
ドイツ (国税)	鉱油税 (1999)	交通用 (ガソリン、軽油、LPG、天然ガス、ケロシン)	製造・ 輸入段階	必ずしも炭素含有量等には対応しない	国民年金保険料の軽減、再生可能エネルギーへの補助金等	両税ともに、製造業者等に対しては、一定量以上の消費をした場合に、税率を軽減する等の措置あり。なお、国内の産炭地への配慮から、石炭に対する課税が見送られている。	65.0円	
	電気税 (1999)	熱利用 (軽油、重油、LPG、天然ガス、電力消費)	電気の供給段階					
イタリア (国税)	物品税 (1999)	交通用 (ガソリン、軽油、LPG、ケロシン、重油) 熱利用 (軽油、重油、LPG、灯油、石炭天然ガス)	製造・ 輸入段階(石炭等は、燃焼施設)	一部炭素含有量に依存	社会福祉及び省エネ等	産業用には軽減税率が適用されている。	61.6円	
フランス (国税)	汚染活動一般法	石油製品、天然ガス、石炭(ガソリンは2005年まで課税されない)年間のエネルギー消費量が石油100t以上の企業に課税	企業のエネルギー消費段階	炭素含有量に依存	一般財源(社会保障関連財源)	エネルギー多消費企業は、自主協定の締結により課税を免除。協定を結ばなくても軽減税率を適用。	-	憲法院により違憲判決。修正案の検討を迫られている

注「地球温暖化防止のための税の論点」(環境省)による。

諸外国における温暖化対策税導入の手法

区分	導入手法	該当国
I	既存の税制とは別に新たに温暖化対策税を導入する方法	フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イギリス、スイス、オランダ(エネルギー規制税)、ドイツ(電力税)
II	既存の税制に税率を上乗せする方法	ドイツ(石油税)、フランス
III	既存のエネルギー税の課税標準に温暖化対策の視点を組み込むケース	イタリア

諸外国における温暖化対策税の課税標準

区分	課税標準の分類	該当国
I	「炭素含有量」に依存するもの	フィンランド、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スイス(未定)、フランス
II	「炭素+エネルギー要素」に依存するもの	オランダ
III	「エネルギー要素」に依存するもの	イギリス

注 「地球温暖化防止のための税の在り方検討会」(環境省)による。

環境税導入におけるCO2削減効果

1 事後評価

国	評価組織	公表年	・削減効果 ① CO2排出量削減率 ② CO2削減量
フィンランド	総理府	2000年	・ 1990年代のエネルギー関連税の改正に伴う効果 ① 6% ② 400万tCO ₂
スウェーデン	環境庁	1997年	・ 炭素税導入当時の排出量が持続していると比較して ② 150万tCO ₂ (87~94年のCO ₂ 削減量のうち、約480万t)
ノルウェー	統計局	1991年 ~ 1993年	・ 炭素税導入により、各年度で ① 3~4% ② 30万tCO ₂

2 試算

国	評価組織	公表年	・削減効果 ① CO2排出量削減率 ② CO2削減量
デンマーク		1998年	・ 2005年時点の予測 ① 2.0%、 ② 120万tCO ₂
オランダ	グリーン タックス 委員会	1996年	・ 1994年時点で、環境税が導入され無かった場合と 比較して ② 170万t
イギリス	政府		・ 2010年までに年間 ② 約250万t-c
イタリア	政府		・ 6年間で ② 約200万tCO ₂

注 「地球温暖化防止のための税の論点」(環境省)、
「地球温暖化防止のためのエネルギー・環境関連税制について(案)」(経済産業省)による。

諸外国の環境税導入時等における他の税制との関係

国名	年度	税目	事象	導入時の減税などの施策
フィンランド	1997年	電力消費税	新設	○エネルギー税の体系転換 ○交通用用途の減税、重油は廃止、軽油は増税
	1998年	炭素税	税率引き上げ	○エネルギー税の交通用用途の減税
スウェーデン	2001年	炭素税	増税	○税收増分による所得税の減税 ○雇用者及び年金者の税金の減額 ○電力以外の既存のエネルギー税の減額
		エネルギー税	増税(電力)	
オランダ	1997年	エネルギー規制税	課税対象拡大	○増税分を法人税の優遇措置に充当
ドイツ	1999年	石油税	増税	○年金保険料の低減 ○再生可能エネルギーへの補助金導入 ○所得税率・法人税率の引き下げ ○社会保険料の段階的引き下げ
		電力税	新設	
イギリス	2001年	気候変動税	新設	○エネルギー効率性改善投資に対する補助金導入 ○社会保険料の引き下げ
スイス (予定)	未定	二酸化炭素税	新設	○社会保険費の軽減 ○税收の一般的住民への統一的分配

注 環境省「地球温暖化防止のための税の論点」による。

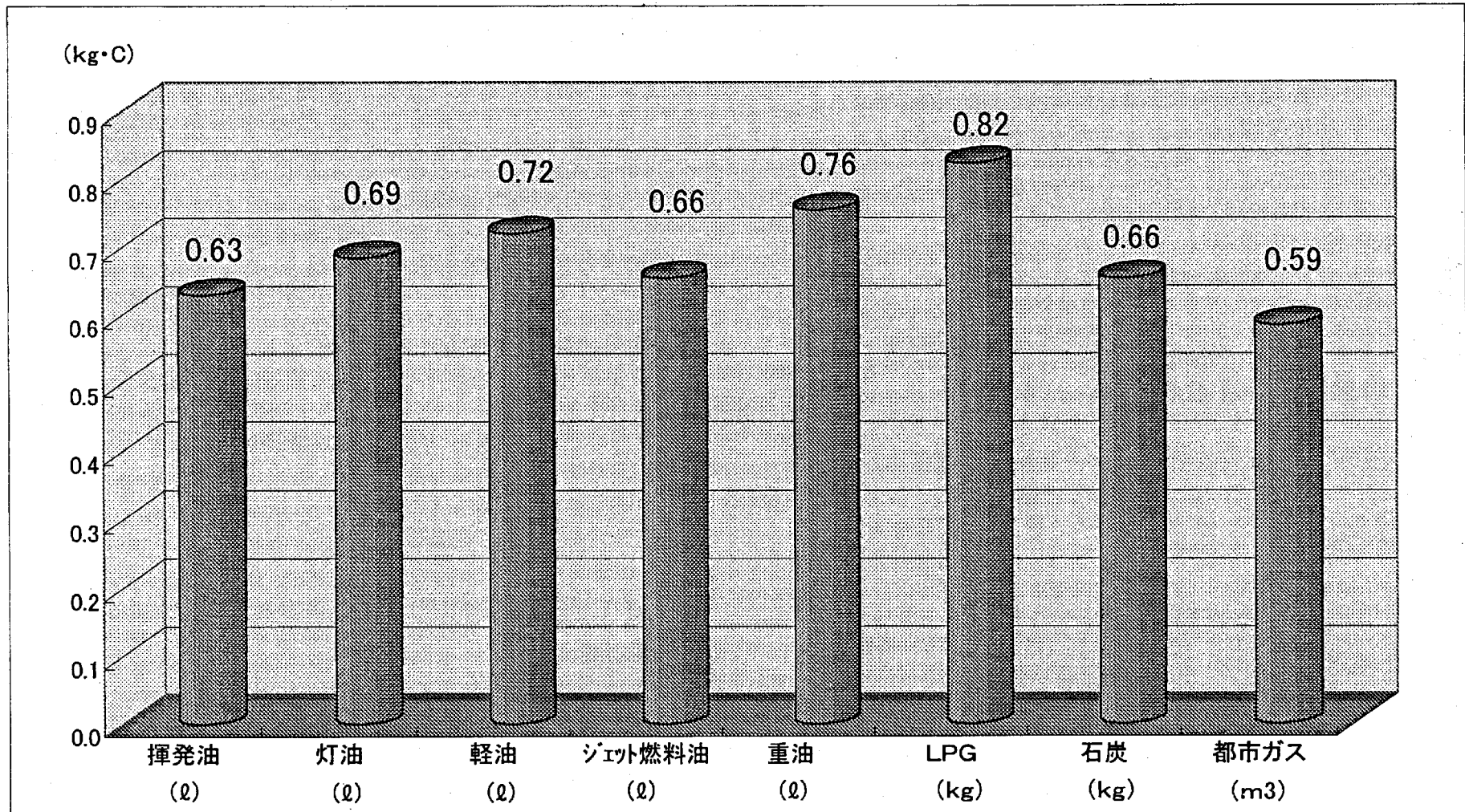
諸外国における環境税の税率

国名		フィンランド			スウェーデン			デンマーク			オランダ					
税の名称		炭素税			炭素税			炭素税			一般燃料税		エネルギー規制税			
課税標準		炭素含有量依存			炭素含有量依存			炭素含有量依存			炭素含有量+エネルギー要素					
換算レート(円)		17.8			11.9			14.3			48.1					
用途	種類	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算
交通用	ガソリン	0.239	ℓ	4.3	1.2	ℓ	14.8	0	ℓ	0	0.02607	ℓ	1.3			
	軽油	0.269	ℓ	4.8	1.5	m3	17.9	0.27	ℓ	3.2	0.02876	ℓ	1.4			
	LPG	0	kg	0	0	kg	0	0.16	ℓ	1.9	0.03434	kg	1.7			
熱利用	軽油	0.270	ℓ	4.8	1.5	m3	17.9	0.27	ℓ	3.2	0.02876	ℓ	1.4	0.18	ℓ	8.7
	重油	0.321	kg	5.7	1.5	m3	17.9	0.32	kg	3.8	0.03357	ℓ	1.6			
	LPG	0	kg	0	1.6	kg	19.1	0.30	kg	3.6	0.03434	kg	1.7	0.21	kg	10.1
	灯油	0.270	ℓ	4.8	1.5	m3	17.9	0.27	ℓ	3.2	0.02856	ℓ	1.4	0.17	ℓ	8.2
	石炭	0.246	kg	4.4	1.3	kg	15.8	0.24	kg	2.9	0.02428	kg	1.2			
	天然ガス	0.103	m3	1.8	1.1	m3	13.6	0.22	m3	2.6	0.02240	m3	1.1	0.21	m3	10.1

国名		ドイツ			イギリス			フランス			イタリア		ノルウェー			
税の名称		エネルギー税			気候変動税			TGAP(予定)			エネルギー税		炭素税			
課税標準		炭素含有量に依存せず			エネルギー要素に依存			炭素含有量依存			一部に炭素含有量		炭素含有量に依存せず			
換算レート(円)		54.2			1.77			16.2			0.055		13.5			
用途	種類	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算	税率	単位	円換算
交通用	ガソリン	1.200	ℓ	65.0							1,119.6	ℓ	61.6	0.94	ℓ	12.7
	軽油	0.740	ℓ	40.1							780.7	ℓ	42.9	0.47	ℓ	6.3
	LPG	0.271	kg	14.7	0.96	kg	1.7	0.208	kg	3.37	551.4	kg	30.3			
熱利用	軽油	0.088	ℓ	4.8							780.7	ℓ	42.9	0.47	ℓ	6.3
	重油	0.035	kg	1.9				0.234	ℓ	3.79	248.4	kg	13.7	0.47	ℓ	6.3
	LPG	0.075	kg	4.1				0.208	kg	3.37	367.8	kg	20.2			
	灯油	0	ℓ	0							653.5	ℓ	35.9			
	石炭	0	kg	0	1.17	kg	2.1	0.17	kg	2.75	5.1	kg	0.3	0.47	kg	6.3
	天然ガス	0.067	m3	3.6	0.15	kwh	0.3	0.013	m3	0.21	335.6	m3	18.5	0.70	m3	9.5

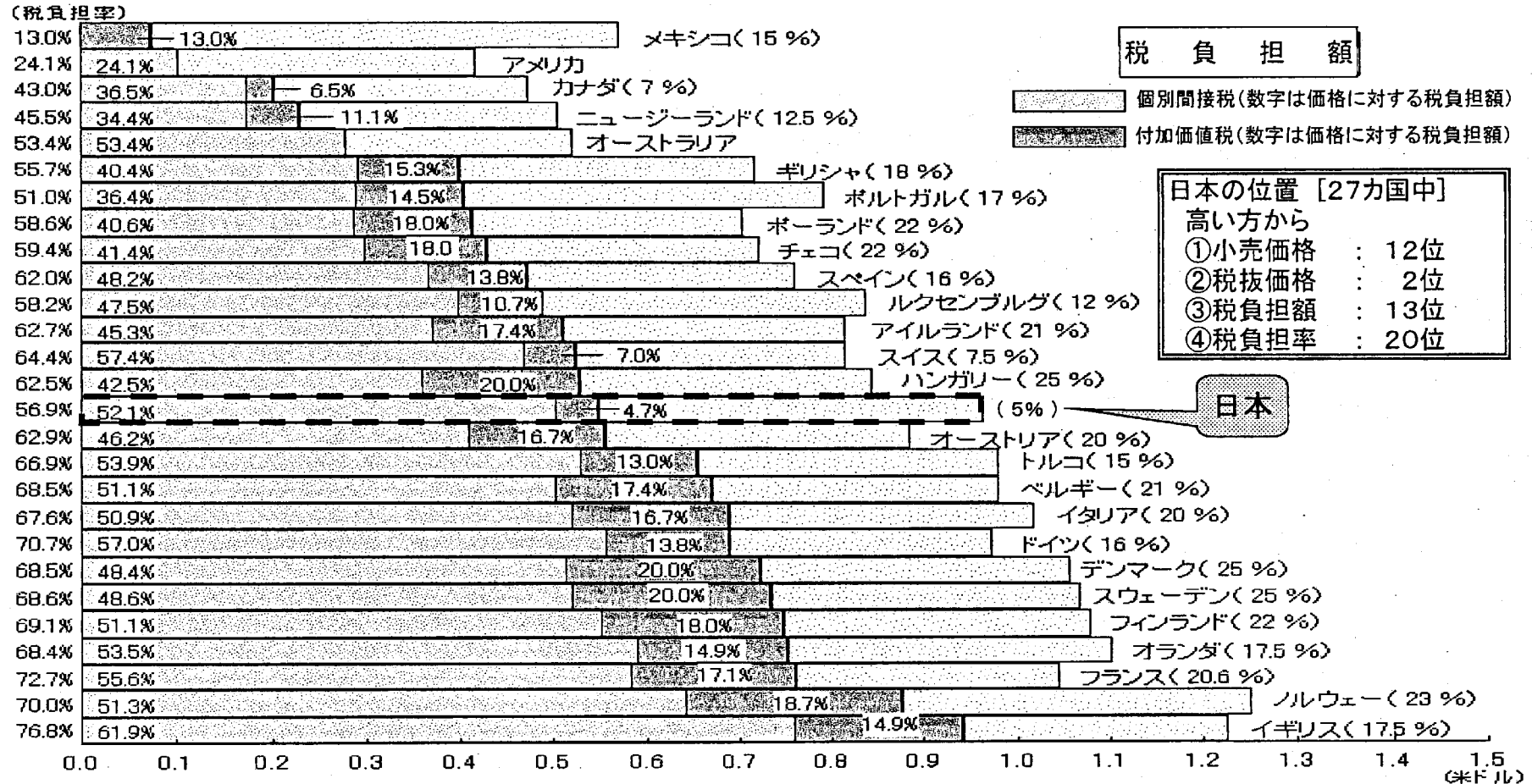
注 「地球温暖化防止のための税の論点」(環境省)による。

化石燃料の消費単位当たりの炭素分



注 「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」(環境省)による。

OECD諸国のガソリン1リットル当たりの価格と税(2000年第1四半期)

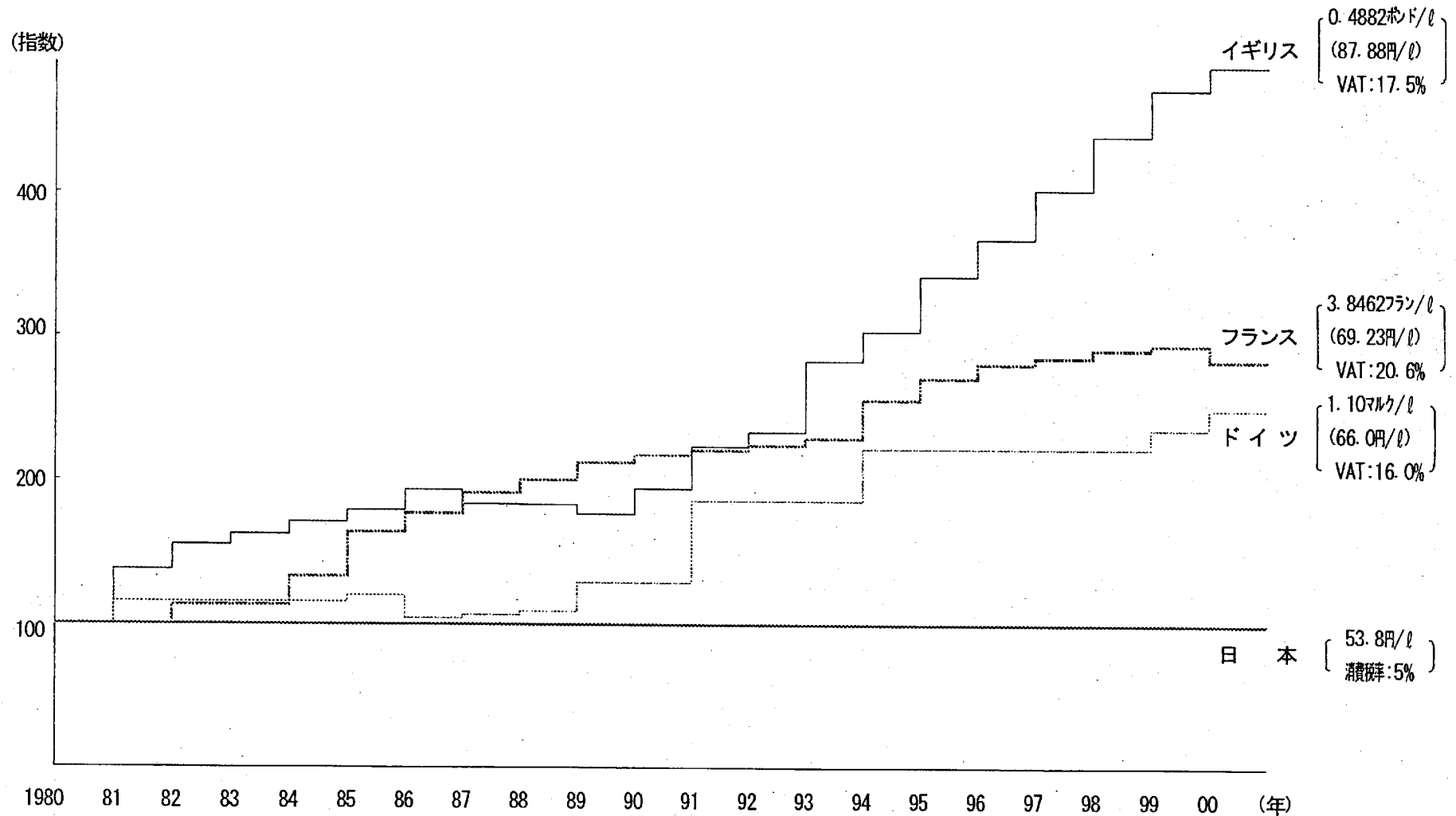


注 1 「エネルギー価格と税(2000年第1四半期)」(IEA)による。

2 わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売上税、オーストラリアの卸売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。また、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

3 わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。なお、石油税を加えた場合の税負担率は58.9%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年=100）



- 注 1. 税率は各年末値による。ただし、2000年については3月末現在の税率。
 2. 英では87年、独では86年以前は有鉛・無鉛の税率、以後有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。
 また、仏はレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。
 3. 換算レート：イギリス1ポンド=180円、ドイツ1マルク=60円、フランス1フラン=18円。

注 政府税制調査会資料による。